

佐伯市三世代同居リフォーム支援事業



事業の概要

- ・この事業は、家庭内での世代間協力による高齢者の生活の安全確保及び子育て環境の充実を目的として、三世代同居のための改修工事を行う既存住宅の所有者に対して補助を行うものです。

三世代同居のための改修工事とは

- ・**玄関、便所、浴室又は台所のうち、1つ以上を改修又は増設する工事**及びそれに関連した工事を行うことです。補助対象となる工事費が30万円以上のものが対象となります。
- ・対象となる改修工事の内容は、補助金交付要綱を御覧になるか、担当者にお問い合わせください。

対象となる建物

- ・**1～4のすべてに該当する住宅**が対象です。
 - 1 同居する世帯(2以上の世帯がある場合は、そのいずれかの世帯)の構成員に子ども(申請年度の4月1日時点で18歳未満)がいる三世代以上で居住する住宅
 - 2 所在地が佐伯市内で、所有者が居住する住宅(店舗などの用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものを含む。)
 - 3 住所(法人の場合は、本店の所在地)が佐伯市内の施工者が改修工事を行う住宅
 - 4 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての在来工法による木造住宅である場合は、耐震診断又は耐震改修工事により耐震性が確認又は確保されている住宅

補 助 額

- ・ **補助対象工事費の1/2の額**(1,000円未満は、切り捨て)で、**上限は75万円です。**
※3人以上の子どもがいる場合は、85万円が上限となります。

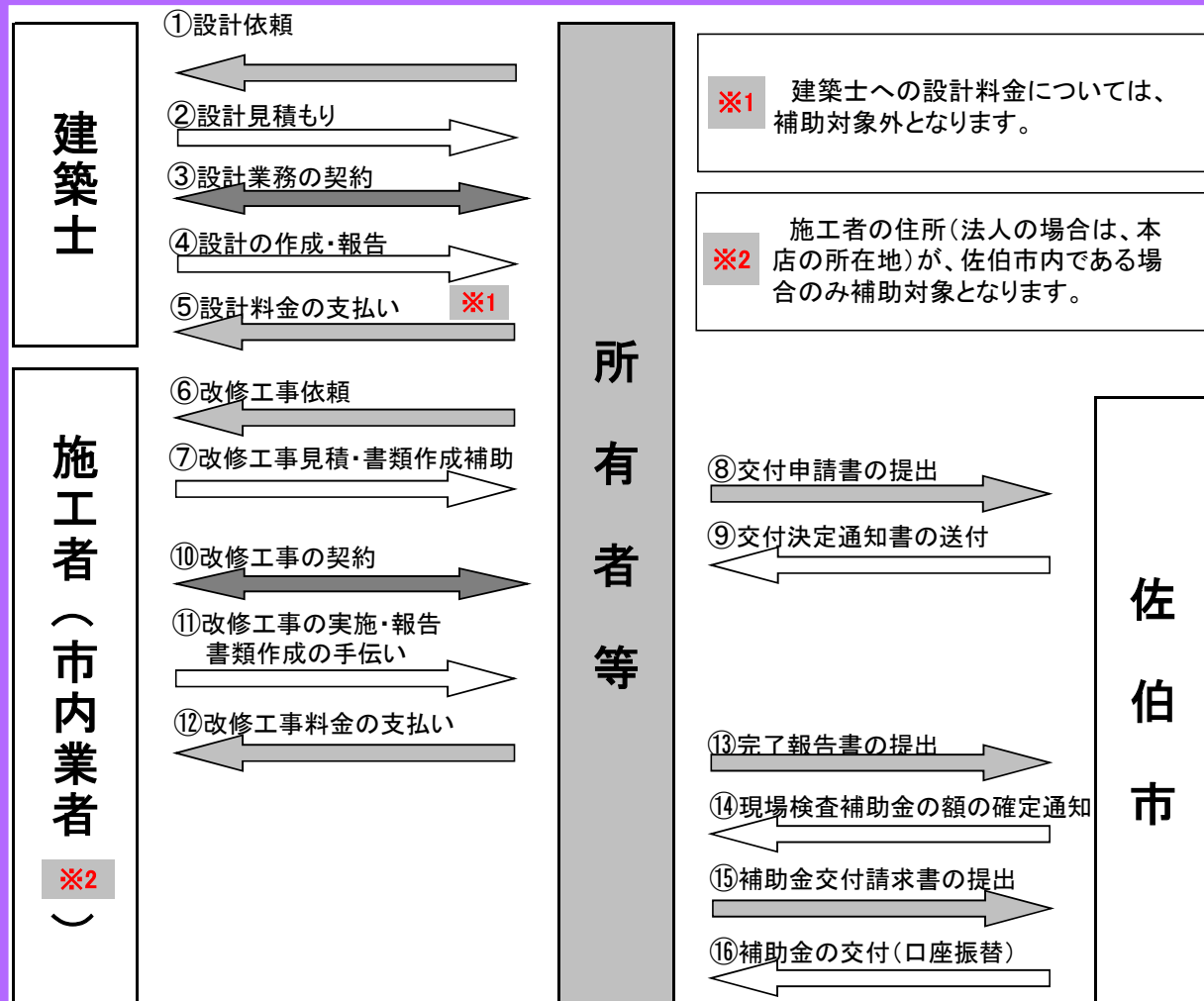
申請の受付

- ・ 受付期間 令和7年4月7日(月)から令和7年10月17日(金)まで
- ・ 受付予定件数 2件 (申請件数が受付予定件数に達した場合は、受付を締め切ります。)

注意事項

- ・ 令和7年12月19日(金)までに完了の報告をお願いします。
- ・ すでに行われた改修工事に対して補助金を支払うものではありませんので、御注意下さい。
- ・ **補助金の交付決定通知書の受け取り後でなければ、改修工事に取り掛かってはいけません。**
- ・ **交付決定前に改修工事を行った場合、補助金の交付は受けられません。**
- ・ 補助金の交付は、改修工事を行った施工業者に工事費用を支払った後になります。
- ・ 補助対象工事費には、消費税を含むものとします。
- ・ 佐伯市高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業との併用はできません。それ以外のリフォーム補助との併用はできますが、補助対象工事を重複させて補助を受けることはできません。

手続きの流れ



※申請内容に変更等が生じた場合は、市役所建築住宅課へ速やかに御連絡ください。
※申請内容により、追加書類が必要となる場合があります。

必要書類		様式
⑧ 交付申請	1 交付申請書	様式第 1 号
	2 同居世帯員全員分の住民票	
	3 同居世帯員全員分の市税の滞納のない証明書（市役所 1 階、各振興局にて） ※納税証明書ではありませんのでご注意ください。	
	4 工事をする住宅の付近見取図	
	5 工事の内容を示す平面図及びその他の図面	
	6 工事を施工する箇所の施工前の写真及び建物全体が分かる写真並びにそれらの撮影方向を記載した概略平面図（4 の平面図に記載した場合は、省略可。）	
	7 工事費の内訳書（税抜金額及び消費税額が分かるもの。）	
	8 工事施工者の住民票又は法人登記事項証明書	
	9 対象住宅の所有者及び建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し（確認通知書、登記事項証明書、固定資産税・都市計画税課税明細書又は家屋課税台帳など）	
	10 対象住宅の売買契約書（当該住宅を購入予定である場合に限る。）	
	11 対象住宅の耐震診断の総合評価書の写し（地震に対する安全性を確認する必要がある場合に限る。）	
	12 暴力団関係者でない旨の誓約書	
⑬ 完了報告	1 完了報告書	様式第 6 号
	2 工事に要した費用の領収書の写し（税抜金額及び消費税額が分かるもの。）	
	3 工事の施工状況及び完了写真並びに概略平面図（写真の撮影方向を記載）	
	4 工事完了後の建物全体が分かる写真	
⑮	1 補助金交付請求書	様式第 8 号